

事務連絡
令和 8 年 10 月 20 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社主管課

御中

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

「有機農業の日」特別期間における学校給食での有機農産物の活用について
(周知依頼)

標記の件について、農林水産省より別添のとおり周知依頼がまいりました。

農林水産省は、「有機農業の推進に関する法律」に基づく基本方針（令和 2 年 4 月農林水産大臣決定）において、2030 年までに有機農業の取組面積を 6 万 3 千ヘクタールにまで拡大する等の目標を設定しました。

この目標の達成に向けては、有機農業の生産拡大に加え、消費面の拡大も重要であり、学校給食における有機農産物の活用は、安定的な販路の確保や環境負荷の低減等に対する子供たちの理解を促す観点で有効な取組と考えております。

農林水産省では、昨年度に引き続き、12 月 8 日の「有機農業の日」（※ 1）に合わせて、有機食品の認知度向上及び消費拡大を目的とした特別期間（※ 2）を設け、学校給食における有機農産物の提供予定や小売事業者等による有機食品の販売促進の取組などの情報を農林水産省の特設ウェブサイトに掲載し、情報発信することを企画しております。各自治体におかれましても、自治体の取組状況に応じた可能な範囲で、当該期間における学校給食での有機農産物の活用について、御協力いただけないかと考えております。つきましては、貴課におかれましては、都道府県や市町村の教育部局に対し、下記の情報共有の御協力をお願いいたします。

（※ 1）2006 年 12 月 8 日に有機農業推進法が成立してから 10 周年を記念し、2016 年に、12 月 8 日が記念日「有機農業の日」として制定されました。

（※ 2）2026 年 11 月 14 日（土）～12 月 13 日（日）を予定。左記期間の全日程で取り組んでいただく必要はなく、1 日だけの取組でも対象です。

本取組にご賛同いただける場合は、下記特設ウェブサイト上に応募フォームを設置しておりますので、応募要領をご確認いただき、ぜひ情報掲載のご応募をお願いいたします。

▼「有機農業の日」特設ウェブサイト 2026（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yuuki2026/yukinohi26.html>

このことについて、ご興味のある自治体・学校がありましたら、必要に応じ、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては、その管下の学校に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、学校に対して周知を行う場合は、働き方改革の状況等を踏まえ、全ての学校に一律に周知するのではなく、例えば他の案件とまとめた周知やクラウドを活用した文書の共有等、学校の事務負担軽減にご配慮いただくようお願いいたします。

(参考)

農林水産省ホームページ

「有機農業の日」令和7年度を取組

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yuki2025/yukinohi2025.html>

【連絡先】

○学校給食について

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課
食育推進・学校給食振興室学校給食・食育係

電話:03(5253)4111 (内線 2095)

E-Mail: shoku@mext.go.jp

○本取組について

農林水産省農産局農業環境対策課

担当:森、混同、加藤

電話: 03-6744-2494 (直通)

E-mail: yukari_kondo661@maff.go.jp (近藤)

haruka_kato930@maff.go.jp (加藤)

事務連絡
令和8年10月19日

文部科学省
総合教育政策局健康教育・食育課 御中

農林水産省農産局農業環境対策課

「有機農業の日」特別期間における学校給食での有機農産物の活用について（周知依頼）

日頃より、農林水産行政への御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

農林水産省は、「有機農業の推進に関する法律」に基づく基本方針（令和2年4月農林水産大臣決定）において、2030年までに有機農業の取組面積を6万3千ヘクタールにまで拡大する等の目標を設定しました。

この目標の達成に向けては、有機農業の生産拡大に加え、消費面の拡大も重要であり、学校給食における有機農産物の活用は、安定的な販路の確保や環境負荷の低減等に対する子供たちの理解を促す観点で有効な取組と考えております。

農林水産省では、12月8日の「有機農業の日」^{（※1）}に合わせて、有機食品の認知度向上及び消費拡大を目的とした特別期間^{（※2）}を設け、学校給食における有機農産物の提供予定や小売事業者等による有機食品の販売促進の取組などの情報を農林水産省の特設ウェブサイトに掲載し、情報発信することを企画しております。各自治体におかれましても、自治体の取組状況に応じた可能な範囲で、当該期間における学校給食での有機農産物の活用について、御協力いただけないかと考えております。つきましては、貴課におかれましては、都道府県や市町村の教育部局に対し、下記の情報周知の御協力をお願いいたします。

（※1）2006年12月8日に有機農業推進法が成立してから10周年を記念し、2016年に、12月8日が記念日「有機農業の日」として制定されました。

（※2）特別期間は2026年11月14日（土）～12月13日（日）です。

記

- ・ 「有機農業の日」特別期間における学校給食での有機農産物の活用

以上

【お問合せ先】

農林水産省農産局農業環境対策課

担当：森、近藤、加藤

TEL：03-6744-2494（直通）

Mail：yukari_kondo661@maff.go.jp（近藤）

haruka_kato930@maff.go.jp（加藤）

「有機農業の日」 12月8日は オーガニックデイ



「有機農業の日」って知ってる？

有機農業推進法の成立・施行から10周年を記念し、2016年に、12月8日が「有機農業の日」として制定されました。

皆さんの身近なところにも、オーガニックな「モノ」「コト」があふれています。お店で有機食品を選ぶ、関連イベントに参加するなど、有機農業の日(オーガニックデイ)をきっかけに、新しい体験をしてみませんか。

有機農業って“やさしい”農業

有機農業とは、化学肥料や化学農薬を原則使わず、可能な限り環境に配慮した栽培方法であり、土壌環境や生物の多様性など、農業生態系を守ることに繋がります。

「有機農業の日」特設サイトはこちらから▶

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yuuki2026/yukinohi26.html>



農林水産省

「有機農業の日」特別期間の取組

2026年の「有機農業の日」特別期間は
11月14日(土)～12月13日(日)

／ 昨年の特設期間の様子をご紹介します。詳細は特設サイトをチェック！ ／



学校給食での有機農産物等の利用

特別期間中1日のみ、1品のみ、1品目のみでもOK！
昨年は全国67市区町村・3法人にご協力いただきました。
中には生産者さんによる特別授業を実施した学校も！

有機農産物等を使用した給食の様子
(千葉県成田市)



小売事業者等による有機食品の販売促進

特設コーナーの設置や当チラシの掲示等で販売促進を！
昨年はスーパー、ECサイト、道の駅、直売所など、
全国35の事業者にご協力いただきました。

有機農産物特設コーナーの設置
(茨城県常陸大宮市)



自治体や事業者主催の有機農業関連イベント

全国各地のイベント情報は特設サイトをチェック！
#有機農業の日 #オーガニックデイ の投稿も大募集！
昨年は全国60件のイベント情報を掲載しました。

オーガニックマルシェの開催
(大分県豊後高田市)



「有機農業の日」の取組に
ご協力いただける自治体・事業者を募集中！！

特設サイトから取組のご応募をお願いします！

特設サイト
はこちら

